

令和 8 年度教職員定期人事異動方針について

令和 8 年度教職員定期人事異動方針について、別紙案を添えて教育委員会の審議に付します。

令和 7 年 9 月 30 日

一宮市教育委員会
教育長 高 橋 信 哉

提案理由

市民の信託に応え、本市公立小・中学校教育の充実・振興を図り、学校に清新の気風を醸成し、教職員の教育意欲を高揚し、組織力を向上させるための定期人事異動方針について、教育委員会の議決を求めるため、本案を提出します。

令和 8 年度 教職員定期人事異動方針について

一宮市教育委員会

1 方 針

愛知県教育委員会の「令和 8 年度教職員定期人事異動方針」に基づいて実施する。

- (1) 適材適所を旨として公正かつ適正な異動を行い、年度当初から組織力を発揮できる体制づくりをはかる。
- (2) 職務経験の多様化や本市学校教育の将来を担う人材の育成をねらいとした配置を推進する。
- (3) 教職員の意識向上及び職場の活性化をはかる。
- (4) 特別支援教育の一層の充実や各学校の魅力化の推進や課題解決をねらいとした配置に努める。
- (5) 遠隔地への勤務を余儀なくされている者については、計画的に調整に努める。

2 実施要項

- (1) 校長については愛知県公立小中学校長任用候補者選考審査による「愛知県公立小中学校長任用候補者名簿」に、教頭については愛知県公立学校教頭任用候補者選考審査による「愛知県公立学校教頭任用候補者名簿」に登載された者から登用する。
- (2) 多様で豊富な教育的経験をもてるように、学校種別間の交流について配慮するとともに、小中学校間の異動を推進する。
- (3) 同一学校の長期勤務者についての異動
 - ア 同一学校 6 年以上の勤務者はその対象とする。
 - イ 新任より同一学校 5 年以上の勤務者を対象とする。
 - ウ 育児休業中の長期勤務者はその対象とする。
- (4) 同一学校の短期勤務者についての異動
 - ア 勤務年数が 3 年未満の者については、原則として対象にしない。
- (5) 通勤時間は片道おおむね 1 時間 30 分程度までを原則とするが、常に教職員の適正な配置を優先して考慮する。
- (6) 同一校内における婚姻の場合は、転任について特別に配慮する。

令和 8 年度教職員定期人事異動方針

愛知県教育委員会

県民の信託に応えて本県公立学校教育の一層の充実・振興を図り、一層高度化・複雑化する課題に対して、スピード感を持ってこれに対応できるよう、教職員の意識改革・士気高揚を求め、組織力を向上させるため、次の基本方針に基づいて定期人事異動を実施する。

- 1 適材適所を旨として公正かつ適正な異動を行い、年度当初から組織力を発揮できる体制づくりを図る。
- 2 職務経験の多様化や本県公立学校教育の将来を担う人材の育成をねらいとした配置を推進する。
- 3 全県的視野に立ち、広域にわたる人事をさらに推進し、教職員の意識向上及び職場の活性化を図る。
- 4 特別支援教育の一層の充実や各学校の魅力化の推進や課題解決をねらいとした配置に努める。
- 5 校長、教頭等への昇任に当たっては、厳正かつ公平な審査に基づき、勤務成績が優秀で、かつ、意欲、行動力を有する教職員を男女を問わず登用する。特に、改革意識を持ち、効率的な業務運営を行うための高い経営センスと管理・監督能力を備えた人間性豊かな教職員を登用する。

一宮市教育委員会後援名義の使用について

一宮市教育委員会後援名義の使用について、別紙のとおり申請がありましたので、教育委員会の審議に付します。

令和7年9月30日

一宮市教育委員会
教育長 高 橋 信 哉

一宮市教育委員会後援名義使用許可基準

(許可基準)

第2条 後援名義の使用の許可は、次の各号のいずれかに該当する事業に対して行うものとする。

- (1) 国又は地方公共団体が主催し、又は後援する事業
- (2) 学校又は学校の連合体が主催する事業
- (3) 市内の公共的団体及びこれに加盟している団体が主催する事業
- (4) 公益法人及びこれに準ずる団体（宗教法人を除く。）が主催する事業
- (5) 次に掲げる団体等が主催する事業で、その内容（入場料、場所、事業内容等）が
適当と認められる事業
ア 市内の教育関係団体
イ 報道機関（新聞社又は放送局）
ウ 国、地方公共団体が補助等をしている団体
- (6) 過去において、教育委員会が後援した実績のある事業
- (7) 前各号に掲げる事業のほか、教育委員会が適当と認めた事業

2 前項の規定にかかわらず、当該事業が次の各号のいずれかに該当する場合は、後援名義の使用を許可しないものとする。

- (1) 営利を目的として行われる事業
- (2) 特定の政党又は宗教団体が主催する事業
- (3) 教育の中立性を損なうおそれのある事業
- (4) 会員制又は会員勧誘を前提とした事業
- (5) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれのある事業
- (6) 市内全域を対象としない事業
- (7) 一宮市暴力団等の排除に関する条例（平成23年一宮市条例第24号）第2条第1項第1号に規定する暴力団又は同項第2号に規定する暴力団員若しくはこれらと密接な関係を有する者が主催し、又は関与すると認められる事業
- (8) 前各号に掲げる事業のほか、教育委員会が支障があると認めた事業

一宮市教育委員会後援名義使用許可申請

(総務課)

受付 番号	申請者	事業名	内容	実施日	開催場所	参加料	許可 基準
23	NPO こどもスポー ツ成長協会 代表 うかい まさひろ 鵜飼 真弘	サッカーで遊ぼ う!!&運動をやっ てみよう!!	サッカーボールを使 ったレクリエーショ ンや、運動を通して、 身体の動かし方を楽 しみながら学ぶ。	2025年11月11 日(火)～11月 25日(火) (11月25日は予 備日)	一宮市総合体 育館	無	(7)